

ID: 90

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	保育利用の承諾		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町一時的保育事業運営規則 第5条第2項		
<b>例規番号</b>	平成12年 規則第26号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用の手続)                      第五条 事業を利用する児童の保護者(以下「保護者」という。)は、一時的保育利用申込書(別記様式第一号)を希望する利用の日のおおむね一週間前に実施保育所を通じて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申込みがあつたときは、これを審査し、一時的保育利用承諾(不承諾)書又は一時的保育利用不承諾書(別記様式第二号)により保護者に通知するものとする。</p>			
<p><b>【基準】</b>                      第3条の規定による。                      (利用対象児童)                      第三条 事業の利用対象児童(以下「対象児童」という。)は、聖籠町に住所を有し、生後七月以上から小学校就学前までの児童で次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしているものとする。</p> <p>一 緊急保育事業 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童</p> <p>二 非定型的保育事業 保護者の労働、職業訓練、修学等により、おおむね平均週三日を限度として断続的に家庭における保育が困難となる児童</p> <p>2 前項に規定する対象児童であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用することができない。</p> <p>一 疾病その他の事由により他の入所児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>二 心身が虚弱で保育に堪えられないとき。</p> <p>三 その他町長が事業の利用を不相当と認めるとき。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日